最高裁に国民

第19回最高裁裁判官国民審查

国民審査とは...

国民審査とは、内閣が任命した最高裁 判所の裁判官がほんとうに適任である かどうか、主権者である私たち国民が 判断し、意見表明できる唯一の機会で す。その裁判官が信任できない、ある いは辞めさせたほうがよいとする票が 過半数を超えれば、その裁判官は罷免 されることになります。裁判官を裁く ことができるわけです。



泉 徳治 (いずみ・とくじ) 64歳(第1小法廷) 裁判官出身 2002年11月6日任命 2009年1月24日定年



す 傾 向 \bigcirc



政

最高裁裁判官任命手続きを民主化するために 各界で構成される任命諮問委員会の設置と任命 に際しての国会公聴会の開催を実現すること。

最高裁の姿勢を裁く機会に…

私たちは、次の主張をしています。

最高裁裁判官の出身枠構成を最高裁発足当初 の5(裁判官出身) 5(弁護士出身) 5(学識経験 者)に戻すとともに、少くとも5人の女性裁判 官を任用すること。

司法制度改革は、政府・大企業の使い勝手に 奉仕するのではなく、「市民が主体」のものにし ていくこと。弁護士費用敗訴者負担制度の導入 には強く反対。

国民審査を x 式投票にする国民審査法の改 正を急ぐこと。



藤田宙靖 (ふじた・ときやす) 63歳(第3小法廷) 学者出身 2002年9月30日任命 2010年4月5日定年

審査される9人の裁判官たち



上田豊三 66歳(第3小法廷) 裁判官出身 2002年2月21日任命

2007年5月22日定年



甲斐中辰夫 (うえだ・とよぞう) (かいなか・たつお) (しまだ・にろう) 63歳(第1小法廷) 検察官出身 2002年10月7日任命 2010年1月1日定年



64歳(第1小法廷) 裁判官出身 2002年11月7日任命 2008年11月21日定年

島田仁郎



滝井繁男 (たきい・しげお) 66歳(第2小法廷) 弁護士出身 2002年6月11日任命 2006年10月30日定年



濱田邦夫 (はまだ・くにお) 67歳(第3小法廷) 弁護士出身 2001年5月1日任命 2006年5月23日定年



深澤武久 (ふかざわ・たけひさ) (よこお・かずこ) 69歳(第1小法廷) 弁護士出身 2000年9月14日任命 2004年1月4日定年



横尾和子 62歳(第1小法廷) 行政官出身 2001年12月19日任命 2011年4月13日定年

信任できない 裁判官には、 一人ひとりに ×印"を つけましょう

 $\times \times \times \times$ 泉藤上甲 田|田|斐 中 徳宙豊辰 治靖三

何も書かなし と、なんと、 "信任票"に なってしまう この不条理!

,					
'	泉	藤	上	甲	
z.		田	田	甲斐中辰	
5	徳	宙	豊	晨	
!	治	靖	三	夫	

や など、x 印以外を書くと 全体が"無効" になってしまう ので要注意!

×	0		Δ
泉	藤	上	甲
	田	田	斐中
徳	宙	豊	晨
治	靖	Ξ	夫

信任か不信任か. 分からないときには 投票用紙を 受け取らないのが ■ カシコイやり方。

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議

問い合わせ先 日本民主法律家協会 〒160 0004 東京都新宿区四谷1 2 伊藤ビル TEL 03 5367 5430 FAX 03 5367 5431 メール info@jdla.jp

インフォメーション

「日民協」のホームページから無料にてダウンロードできます。ご活用下さい。 http://www.jdla.jp ・日氏版」のが一ムペーンから無料にてダリフロートできます。こだはからに、 月刊「法と民主主義」10月号に関連記事が掲載されています。ご一読下さい。 ひとりでも多くの方に、このビラを活用して、国民審査の意義をお伝え下さい。

取扱い団体

昌裁を憲法の番人、人権の砦に!

最高裁裁判官国民審査別統計表

(単位%、カッコ内人数)

関数 実施日 対象数 判官数 最高×点比 平均×点比 棄権率 無効率 1 1949 14 5.55 4.40 0.05 2.7 1月23日 (168万) 9.04 0.24 5.5 10月1日 (335万) 9.04 0.24 5.5 10月1日 (335万) 4.79 7.7 2月27日 (409万) 4.79 7.7 4 1958 5 10.09 9.33 0.47 8.5 5月22日 (367万) (310万) (18.8万) (340万) 7.7 1月20日 (356万) (18.8万) (340万) 8.5 5月22日 (367万) (18.8万) (340万) 8.5 11月20日 (356万) (18.8万) (340万) (368万) 6 1963 9 8.24 7.5 1.29 8.07 7 1967 7 9.73 8.93 2.21 7.81 1月29日 (409万) 10.103万 (356万) (103万) (356万) </th <th></th> <th colspan="3"></th> <th colspan="2">(単位/0、カラニア1八数)</th>					(単位/0、カラニア1八数)		
1 月23日 14 (168万) 4.40 (1.7万) (88.3万) 2 1952 5 (10月1日) 335万) 9.04 (8.4万) 0.24 (196万) 3 1955 1 (196万) 12.49 (409万) 4.79 (7.7 (179万) 7.7 (274万) 4 1958 5 (367万) 10.09 (367万) (179万) (274万) 5 1960 8 (367万) 9.41 (8.8万) (340万) 8.5 (18.8万) (340万) 5 1960 8 (356万) 9.41 (8.8万) (368万) (60万) (368万) 6 1963 9 (310万) 8.24 (7.5 (1330万) (3030万) (330万) 7 1967 7 (1977) 9.73 (103万) (330万) (356万) 8 1969 4 (1957) (409万) (103万) (356万) 8 1969 4 (1032) 9.81 (103万) (356万) (448万) 9 1972 7 (5.17) 12.95 (306万) (448万) (448万) 10 1976 10 (11.69 (588万) (1089 (49万) (419万) 11 1979 8 (588万) 10.92 (10.88 (306万) (429万) 12 1980 4 (14.84 (14.37 (2.28 (306万) (425万) 13 1983 6 (10,75万) 10.85 (131万) (460万) 14 1986 10 (11.04 (10.38 (157万) (455万) (460万) 15 1990 8 (2月18日 (305万) (252万) (375万)		実施日					
2 1952 5 10月1日 (335万) 9.67 (8.4万) (196万) 3 1955 1 (409万) (179万) (274万) 4 1958 5 10.09 (367万) 9.33 0.47 (18.8万) (340万) 5月22日 (367万) (367万) (18.8万) (340万) 5 1960 8 9.41 8.69 1.51 9.35 (1月20日 (356万) (368万) (60万) (368万) 6 1963 9 8.24 (7.5 1.29 (300万) (54万) (300万) (300万) (54万) (356万) 7 1967 7 9.73 8.93 2.21 7.81 (103万) (356万) (356万) 8 1969 4 (423万) (1423万) (143万) (356万) (368万) (429万) 9 1972 7 15.17 12.95 5.78 8.63 (306万) (429万) 10 1976 10 11.69 (588万) (588万) (197万) (188万) (10月7日 (524万) (188万) (457万) 11 1979 8 10.92 10.08 3.44 8.69 (197万) (197万) 12 1980 4 14.84 (803万) (188万) (457万) 13 1983 6 (557万) (113万) (460万) 14 1986 10 11.04 (630万) (131万) (460万) 15 1990 8 12.34 (131万) (460万) 16 1993 9 8.60 (7月6日 (1993 9) 8.60 (7月18日 (739万) (1995 9) (1995 9) 9.30 (1977) 16 1993 9 9 9.30 8.89 (252万) (1975) (1975) (1975) (1975) 17 1996 9 9 9.30 8.89 (3.75 (1975) (1975) (1975) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	1	1949		5.55	4.40	0.05	
2 1952 5 10月1日 (335万) 9.67 (8.4万) (196万) 3 1955 1 (409万) (179万) (274万) 4 1958 5 10.09 (367万) 9.33 0.47 (18.8万) (340万) 5月22日 (367万) (367万) (18.8万) (340万) 5 1960 8 9.41 8.69 1.51 9.35 (1月20日 (356万) (368万) (60万) (368万) 6 1963 9 8.24 (7.5 1.29 (300万) (54万) (300万) (300万) (54万) (356万) 7 1967 7 9.73 8.93 2.21 7.81 (103万) (356万) (356万) 8 1969 4 (423万) (1423万) (143万) (356万) (368万) (429万) 9 1972 7 15.17 12.95 5.78 8.63 (306万) (429万) 10 1976 10 11.69 (588万) (588万) (197万) (188万) (10月7日 (524万) (188万) (457万) 11 1979 8 10.92 10.08 3.44 8.69 (197万) (197万) 12 1980 4 14.84 (803万) (188万) (457万) 13 1983 6 (557万) (113万) (460万) 14 1986 10 11.04 (630万) (131万) (460万) 15 1990 8 12.34 (131万) (460万) 16 1993 9 8.60 (7月6日 (1993 9) 8.60 (7月18日 (739万) (1995 9) (1995 9) 9.30 (1977) 16 1993 9 9 9.30 8.89 (252万) (1975) (1975) (1975) (1975) 17 1996 9 9 9.30 8.89 (3.75 (1975) (1975) (1975) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21		1月23日		(168万)		(1.7万)	(88.3万)
3	2	1952	5	9.67	9.04	0.24	
2月27日		10月1日		(335万)			
4 1958 5 5月22日 (367万) 10.09 (367万) 9.33 (18.8万) 0.47 (340万) 5 1960 8 9.41 (356万) 8.69 (1.51 9.35 (60万) (368万) 6 1963 9 8.24 7.5 1.29 8.07 (54万) (330万) 7 1967 7 9.73 8.93 2.21 7.81 (103万) (356万) 8 1969 4 10.32 9.81 (103万) (356万) 9 12月27日 (423万) 15.17 12.95 5.78 8.63 (448万) 12月10日 (689万) (689万) (306万) (429万) 10 1976 10 11.69 10.89 4.49 7.69 (188万) (457万) 11 1979 8 10.92 (588万) 10.08 3.44 8.69 (188万) 12月5日 (524万) (167万) (453万) 12 1980 4 14.84 (18.87 (188万) (167万) (453万) 13 1983 6 10.85 (524万) 10.24 2.28 8.22 (12月13日 (557万) 14 1986 10 11.04 10.38 1.53 5.99 (7月6日 (630万) (306万) (94万) (364万) 15 1990 8 12.34 (167 万) 11.61 3.81 5.89 (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 (252万) (375万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 (208万) (497万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	3		1				
5月22日 (367万) (18.8万) (340万) 5 1960 8 9.41 8.69 (1.51 9.35 (60万) (368万)		2月27日		(409万)		(179万)	
5 1960 8 (356万) 8.69 (60万) (368万) 6 1963 9 (310万) 7.5 (54万) (330万) 7 1967 7 (409万) 9.73 (409万) 8.93 (2.21 (356万) 8 1969 4 (423万) 10.32 (423万) 9.81 (3.07 (448万) 9 1972 7 (689万) 15.17 (12.95 (306万) 5.78 (429万) 10 1976 10 (588万) 10.92 (588万) (10.89 (449 万) 11 1979 8 (524万) 10.08 (3.44 (349 万) 12 月5日 (524万) (803万) (167万) (453万) 12 1980 4 (4484 14.84 14.37 (167万) 2.28 (453万) 13 1983 6 (503万) 10.85 (557万) 10.24 (2.28 (357 万) 8.22 (131万) (460万) 14 1986 10 11.04 (630万) 10.38 1.53 (599 (94万) (364万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 (305万) 8.27 (3.45 (217万) 17 1996 9 9 9.30 8.89 3.75 (10月20日 (497万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	4	1958	5	10.09	9.33	0.47	
11月20日 (356万) (60万) (368万)		5月22日				(18.8万)	(340万)
11月21日	5		8	9.41	8.69	1.51	9.35
11月21日		11月20日		(356万)		(60万)	(368万)
11月21日	6	1963	9	8.24	7.5	1.29	8.07
1月29日		11月21日				(54万)	(330万)
8 1969 4 10.32 9.81 3.07 9.86 12月27日 (423万) 17 1976 10 11.69 10.89 4.49 7.69 (257万) (419万) 11 1979 8 10.92 10.08 3.44 8.69 (188万) 12月13日 (524万) (167万) (453万) 13 1983 6 10.85 10.85 10.24 2.28 8.22 12月13日 (557万) (10.85 10.85 10.24 2.28 8.22 12月13日 (557万) (430万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 (252万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	7	1967	7		8.93		
12月27日 (423万) (145万) (448万) 9		1月29日				(103万)	
9 1972 7 15.17 12.95 5.78 8.63 12月10日 (689万) (306万) (429万) 10 1976 10 11.69 10.89 4.49 7.69 12月5日 (588万) 10.92 10.08 3.44 8.69 10月7日 (524万) 10.08 3.44 8.69 12 1980 4 14.84 14.37 2.83 7.72 6月22日 (803万) (167万) (453万) 13 1983 6 10.85 10.24 2.28 8.22 12月13日 (557万) (131万) (460万) 14 1986 10 11.04 10.38 1.53 5.99 7月6日 (630万) (94万) (364万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 2月18日 (739万) (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (200 8.89 3.75 10月20日 (497万) (208万) 3.21	8	1969	4		9.81		
12月10日		12月27日				(145万)	
10	9		7		12.95		
12月5日 (588万) (257万) (419万) 11 1979 8 10.92 (188万) (188万) (457万) 12 1980 4 (803万) (167万) (453万) 13 1983 6 10.85 (1557万) (167万) (460万) 14 1986 10 11.04 (630万) (10.38 1.53 5.99 7月6日 (630万) (157月6日 (739万) (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21		12月10日					
11	10		10		10.89		
10月7日		12月5日				(257万)	
12	11	1979	8		10.08		
6月22日 (803万) (167万) (453万) 13 1983 6 10.85 10.24 2.28 8.22 (131万) (460万) 14 1986 10 11.04 10.38 1.53 5.99 (94万) (364万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (217万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 (10月20日 (497万) 10.28 9.39 3.21 18 2000 9 10.28 9.39 3.21		10月7日					
13	12		4				
12月13日 (557万) (131万) (460万) 14 1986 10 11.04 (630万) (94万) (364万) (364万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (217万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 (208万) 10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21							
14	13	1983	6		10.24		
7月6日 (630万) (94万) (364万) 15 1990 8 12.34 11.61 3.81 5.89 2月18日 (739万) (252万) (375万) 16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (217万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21		12月13日					
15	14		10		10.38		
2月18日							
16 1993 9 8.60 8.27 3.45 7月18日 (489万) (217万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	15		8		11.61		
7月18日 (489万) (217万) 17 1996 9 9.30 8.89 3.75 10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21							
17 1996 9 9.30 8.89 3.75 10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21	16		9		8.27		
10月20日 (497万) (208万) 18 2000 9 10.28 9.39 3.21							
18 2000 9 10.28 9.39 3.21	17		9		8.89		
	18		9		9.39		
[0479H (2017) (2017)		6月25日		(593万)		(201万)	

過去18回の国民審査の×点比。棄権率の数値の一覧表です。

第9回では、「司法反動」に手を汚した最高裁への厳しい批判が反映されています。

現在、各分野の運動の衰退などから×点比も大幅に後退しているものの、数百万人が×印票を投じています。 審査制度の改正が実施されれば、国民審査の存在意義がクローズ アップされることと考えます。

密室で決められる最高裁人事

最高裁は、違憲立法審査権と全下級裁裁判官の人事権(指名権)を持ち、「法の番人」「人 権のとりで」としての役割を厳しく求められ、徹底して「国民のための裁判所」であること を義務づけられています。

しかし、最高裁裁判官(定員15人、定年70歳)の任命権は時の政府が独占し、国民の全 く目の届かないところで、国会その他のチェックも受けないまま選ばれる仕組みになって います。かねてから最高裁裁判官の政府・与党寄り・官僚体質が批判されてきたのはその ためです。

国民審査は、事後ではあるが、この政府任命の最高裁人事の適否をチェックし、不適格 裁判官を排除することを本来の目的とする憲法上の重要な制度です。

国民審査の問題点とメ印票の意義

現行の国民審査は、法律上、対象裁判官を列挙した1枚の投票用紙で、個々人ごとに× 印をつけるか、何も書かないか(無記載)の二つの投票しか認めておらず、無記載票を 「信任」と見なす仕組みです。信任・不信任か分からない場合でも、特定裁判官だけの棄権 を認めていませんので、その場合には、とにかく無記載投票にするか、全部棄権する(投 票用紙を返すか、受取らない) しかないのです。

これまで、上記の表のとおり18回の国民審査が行われ、延133名の裁判官が審査されまし たが、全員が圧倒的な無記載票で「信任」されました。

国民審査が不適格者排除という本来の機能を果たしていませんが、私たちは、最高裁の 重大な任務・役割を重視し、国民審査を最高裁の姿勢を正すまたとない機会と受け止め、 私たちの要求や批判を×印票に託す運動を続けてきました。

私たちの一票で、最高裁の目を、有権者・市民の方へ向けさせようではありませんか。

審査にふされる9裁判官

徳治(いずみ・とくじ)

裁判官出身

64歳 第1小法廷 02年11月6日任命(09・1・24定年)

所訴訟などを担当。人事局長時代に神坂直樹修習生の任官拒否に関与。事務総長としては、

司法改革に対する最高裁意見の取りまとめに当った。 最高裁では、裁判長として、労災就学援助費の不支給決定は、抗告訴訟の対象となる行 政処分にあったとして、高裁判決を破棄。婚外子の相続分差別事件では、憲法14条に違反 するとの反対意見。

藤田 宙靖(ふじた・ときやす)

学者出身

63歳 第3小法廷 / 02年9月30日任命(10・4・5定年)

東大法卒。東北大法学部助教授、教授、同法学部長、行政改革会議、国土審議会各委員、 情報公開審査会委員、中央教育審議会専門委員(大学分科会)など歴任。

行政法専攻。96年から98年にかけて、行政改革会議委員として、省庁再編の青写真作り

最高裁においては、裁判長として、兵庫県篠山町が戦没者遺族に線香やろうそくを配っ たことは違法でないとの判決。

豊 ━ (うえだ・とよぞう)

66歳 第3小法廷 / 02年2月21日任命(07・5・22定年)

66歳 第3/1/法 2 / 02 年2 月21 日 仕 命 (07・5・22 定 年) 東大法卒。63年 判事補、最高裁経理局主計課長、司法研修所教官、上席調査官、同総務局長、首席調査官、東京地裁所長、広島高裁長官、大阪高裁各長官を歴任。40年近 1 判事生活のうち、約半分は司法行政に関与。法曹一元については制度の導入に慎重な見解。東京地裁時代は、行政部に所属し、「第一次教科書訴訟」高津判決に関与。調査官としては、千葉県議会議員定数訴訟などを担当。裁判長としては、柳美里「石に泳ぐ魚」出版差止事件で、「人格権に基づく出版差し上めは表現の自由を定めた憲法の規定に違反しない」と上告棄却。公取委記録開示訴訟で、仕屋に2344 思照整理で 7 ままままままままま。

住民に記録を閲覧謄写できる権利を初めて認める判決。

甲斐中 辰夫(かいなか・たつお) 検察官出身

63歳 第1小法廷 / 02年10月7日任命(10·1·1定年) 中大法卒。66年検事。札幌地検、東京地検、最高検検事、横浜地検検事正、東京地検検

事正、東京高検検事長を歴任。 第一線の検事として活動。東京地検では、連合赤軍事件や三島由紀夫の割腹自殺事件な ど主に公安事件を担当。東京地検事次席時代はオウム真理教事件や薬害エイズ事件、住専 事件など多くの捜査を指揮、しばしば記者会見に登場した。

最高裁では、裁判長として土地賃貸借契約の中に賃料を自動増額する特約があっても借 地借家法に基づき賃料減額を求めることができるとして、東京高裁判決を破棄。

島田 仁郎(しまだ・にろう)

64歳 第1小法廷 / 02年11月7日任命 (08·11·21定年)

04版 第17小広と / 02年11月/口に印(00・11・21) 足中)東大法卒。64年判事補、大阪地裁判事、司法研修所教官、最高裁調査官、刑事局一課長、刑事局長、司法研修所長、仙台高裁長官、大阪高裁長官を歴任。刑事畑出身で、名古屋地裁時代に、長すぎる裁判に免訴の判決をした高田事件一審判決に関与。東京地裁時代は、初公判から「ロス事件」の裁判長として関与。最高裁では、裁判長として、町の新庁舎元成式の来資に、町内だけで使える5千円相当の音と考える日として知る。40日治さではないとした判13

の商品券を記念品として配ったのは違法ではないとした判決。

滝井 繁男(たきい・しげお)

66歳 第2小法廷 / 02年6月11日任命 (06·10·30定年) 京大法卒、63年弁護士 (大阪弁護士会) 日弁連研修委委員長、法制審議会民事訴訟法 部会委員、大阪弁会長・日弁連副会長、日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員長

を歴は、 法制審では新民事訴訟法の制定作業に携わった。就任時の記者会見では、「裁かれる立 場から裁判所を見て来た経験を役立てたい。」「国民が司法行政をどのように見ているかに ついて配慮があってしかるべきだ」と述べた。 国籍法3条の規定は、「違憲の疑いが濃い」との補足意見。非摘出子(婚外子)の法定相 続分差別は憲法4条に違反するとの反対意見。外国人の刑事被告人との、法廷内でメモの ※がより、おは、とは様性の事業がないがは、記述は、とは終するとが発見

やり取りを検問することは特段の事情がないかぎり違法だと指摘する反対意見

邦夫(はまだ・くにお)

弁護十出身

67歳 第3小法廷 / 01年5月1日任命 (06·5·23定年) 東大法卒、62年弁護士(第二東京)二弁副会長、日弁連外国弁護士対策委委員長、法 制審議会国際私法学部委員、環太平洋法曹協会初会長を歴任。国際的な金融取引契約にか かわる「渉外」が専門。

最高裁判決が行政寄りの傾向にあると指摘した上で「経済社会を活性化させるには司法

の本来の機能を回復させる必要がある」と強調。 最高裁の裁判長として、大分県知事の「抜穂の儀」出席に合憲判決。大年寺山公園訴訟 で、オンプズマンがした監査請求の成立を認めた仙台高裁判決を破棄。 小選挙区比例代 表並立制下で実施された00年6月衆院選につき、格差違憲の反対意見。

深澤 武久(ふかざわ・たけひさ)

弁護十出身

69歳 第1小法廷 / 00年9月14日任命(04・1・4定年)

最高裁では、裁判長として、鹿児島県知事大嘗祭参列事件で合憲判決。公職選挙法違反 ・戸別訪問禁止祝事件で合憲判決。全税関神戸損害賠償訴訟の差別否定判決で、反対意見。

横尾 和子(ょこお・かずこ) 行政官(旧厚生省)出身

62歳 第1小法廷 / 01年12月19日任命(11・4・13定年) 国際基督教大教養学部卒。同年厚生省入省、92年老人保健福祉局長、社会保険庁長官 女性初、アイルランド大使などを居任。 女性として歴代2人目の最高裁入り。 女性初)、アイルランド大使などを暦任。 女性として歴代之人目の最高裁入り。 裁判長としては、豊田商事国倍訴訟で被害者側の上告を棄却。日本生命と住友生命が自

民党などにした政治献金にかかわる代表訴訟で加入者側の上告を棄却。知事が大嘗祭に参 列した行為を違憲とする住民訴訟で合憲判決。